論　文

市民権と社会福祉

——福祉理念としての市民権の論理と展望——

伊藤周平

I　はじめに

近年，西欧の社会理論において，マイノリティ集団や移民，外国人労働者などの権利保障や政治参加の機会を保障する理念として市民権の概念が再評価されつつある。社会学の領域でも，市民権の概念は，従来は階級理論と関連づけて論じられる傾向が強かったが，現在では，ジェンダーや在住外国人の問題，社会運動論とも結びつき，活発な議論が展開されている。また，市民権は，社会福祉の理念としても重要な意義を有してきた。第2次大戦後の西欧で確立した福祉国家の基本理念のひとつに，福祉国家における社会サービスは「権利」として市民に提供されなければならないという原則があるが，個々の市民が有するとされる市民権の概念は，そうした基本理念の重要な構成要素を形成してきたといえる。しかし，1970年代中葉以降の先進資本主義国における経済成長の停滞と財政危機という状況の下で，福祉国家への信頼が揺らぎ，福祉国家への批判や危機論が噴出してくるに伴い，福祉理念としての市民権への批判も高まってきた。その一方で，市民権の概念は，福祉国家への理念的批判に対する有力な抵抗理念として，福祉理論家の間で再構築されつつあるともいわれている (Taylor 1989: 19)。

これに対して，日本では，市民権といえば，参政権という限定的な意味で捉えられることが多く，社会学理論や福祉理論においても充分な理論的研究がなされてきたとはいいがたい。こうした状況で，あらためて，複雑な意味内容を含む市民権の概念と福祉理念としての市民権の意義を理論的に検討しておくことは，有意義ではないかと思われる。本稿では，以上のような問題意識から，近年の西欧での市民権の理論的研究を参考にしつつ，主としてイギリスにおいて福祉理念としての市民権が，いかなる経緯で確立してきたのかを明らかにする。ついで，福祉理念としての市民権の論理構造を検討し，その問題点と限界を指摘する。そのうえで，危機後の再編期にあるといわれている現在の福祉国家の下での新たな市民権モデルとそれに対応する社会福祉制度を構想することとしたい。

II　市民権の概念と理論

(1)　市民権の概念

市民権の概念は多義的で，歴史的にみても，その意味内容は大きく変容してきていると考えられる。ここでは，現在の代表的な論者の定義を検討することを通じて，まず，市民権が現在，主としてどのような意味で使われているのかを確認しておく。

市民権の先駆的な研究で知られるT.H.マーシャルによれば，市民権とは「共同体の完全な成員に与えられる地位」(Marshall 1963: 87) であり，さらには「共同体それ自体によって創出され，その市民の地位に付属している諸権利」(Marshall 1981: 88) であるとされる。つまり，市民権とはある社会の完全な成員性 (membership) を意味しており，その社会の完全な成員に平等に与えられる権利と義務の総称であるということになる。

マーシャルは，こうした権利義務の総体としての市民権が，市民的権利，政治的権利，社会的権利の3つの要素から構成されているとする (Marshall 1963: 73-74)。マーシャルが念頭においているイギリスの歴史に即して，図式化していえば，身体の自由，言論・思想の自由，信教の自由，所有権，契約の自由，法の下の平等などから構成される市民的権利は18世紀に，政治的権力への参加の権利などの政治的権利は19世紀に発達し，市民権の構成要素になったとされる。これに対して，社会的権利が，市民権における他の2つの構成要素と平等な伴侶となるのは，20世紀になってからだとされる (Marshall 1963: 76)。ここで，社会的権利(以下，簡潔に「社会権」と略す) とは「最低限の経済的福祉と保障への権利から社会的遺産を充分に享受する権利や社会の支配的基準に見合った文化的生活を営む権利」(Marshall 1963: 74) と定義づけられる広範な権利である[1)]。

一方，現代の国民国家体制の下では，市民権は，マーシャルの定義するような社会の共同体の成員性というよりは，国民国家の成員性，もしくは，国籍という観点から定義づけられることが多い。W. R. ブルベイカーは，現代の国民国家に特徴的な市民権の概念を「国民国家の市民権モデル」と定式化し，その要素として，①成員間の平等，②国家の神聖性，③民族文化共同体への帰属，④意思決定における民主主義の原則，⑤単一国籍の原則，⑥市民権保持者への社会的見返りとしての福祉共同体の実現という6つを挙げている(Brubaker 1989: 3-4)。もっとも，この6つの要素は，伊藤るりが論じているように，必ずしも整合性をもっているわけではない。すなわち，①，④，⑤，⑥が，国家と個人の権利義務関係という政治的契約に基づく市民権という意味を有しているのに対して，②と③は，市民権に単なる国家と個人の契約関係以上の民族文化共同体への帰属という情緒的次元を含ませているからである (伊藤 1991: 87-88)。

T. ハマーは，こうした次元の相違を認識し，市民権は法的意味，政治的意味，社会・文化的意味，および心理的意味という複数の意味の層からなる複雑な概念であるとする。法的意味としては，市民権は，国民国家の形式的な成員性を意味し，権利義務の基礎をなしている。政治的意味では，市民権は，各国の利益や安全保障と関連した国家への忠誠心，政府の基本理念，およびその国で基本的に共有された価値への支持を意味している。さらに，社会・文化的意味では，国民国家での支配的文化集団の成員性を意味し，心理的意味では，個人のアイデンティティの表明として捉えられる (Hammar 1989: 84-85)。

ブルベイカーやハマーの指摘するように，市民権の概念には複数の次元にまたがる複数の意味内容が含まれているが，現在では，国民国家の成員性，国民国家を前提として付与される権利義務という意味で広く使われているといえよう。移民労働者やマイノリティ集団の権利保障との関連で市民権が論じられるのもこうした文脈からである。しかし，歴史的にみれば，市民権の概念は，国民国家の成員性という意味で一律に使われてきたわけではなく，多様な要素を包摂しつつ，その意味内容も大きく変遷してきたと考えられる。そこで，まず，市民権の諸理論，特に社会学理論を検討することで，市民権の歴史的展開を分析する本稿なりの視点を提起しておきたい。

(2) 市民権の諸理論

市民権についての社会学的な関心は，平等な権利としての市民権の発展と資本主義的階級システムとの関係を分析したマーシャルの市民権理論に代表されるように，市民権と社会階級との関連に主として向けられていたといえる。マーシャルの議論は，社会権を構成要素として包摂した市民権が，社会階級の存在に象徴される資本主義社会の経済的不平等に大きなインパクトを与えつつも，基本的にそれと両立しうること，つまり，資本主義の発展＝経済的不平等の拡大と市民権をはじめとする民主主義的諸制度の発展＝法的政治的平等の拡大とが調和しうる可能性を示した点に大きな特徴がある (伊藤 1992 a: 6-10)。

こうしたマーシャルの議論の延長上で，資本主義社会における市民権の社会統合の機能が着目されてきた[2)]。その意味で，マーシャルの市民権理論

が，社会統合の理論に大きく寄与したとする論者もある (Lockwood 1974: 365-366; Halsey 1984: 13)。近年では，C.オッフェが，マーシャルのいう市民権の3つの内容は，それぞれのイデオロギー的源泉を自由主義，民主主義，そして，福祉国家の政治理論に根差しており，さらに，近代国家による「市民的保障」の制度に対応しているとする議論を展開している (Offe 1988: 189-190)。オッフェによれば，市民的権利は，市場社会における主体としての市民の地位に対応し，「法の支配」の制度によって，政治的権利は，集団的意思決定の主体としての市民に対応し，代議的民主制によって，さらに，社会権は，クライエントとしての市民の地位に対応し，介入主義的福祉国家によってそれぞれ保障されているとされる (*ibid*)。オッフェのこうした議論も基本的に市民権の統合機能に着目したものといえよう。

たしかに，これまでの社会学理論において指摘されてきたように，市民権は，社会の平等化を促進するための理念的根拠であり，特定の政治的社会的制度と結びつくことで，国民国家における利害対立やコンフリクトを緩和し，共同体の成員間の連帯意識を高め，社会的安定と社会統合を達成してきた。しかし，市民権のこうした統合機能はその差異化の機能と裏腹であったことに注意すべきであろう。市民権の理念自体は平等主義的であるが，その平等主義が貫徹するのは，原則として，当該社会の完全な成員である「市民」の間においてのみである。市民権は「市民」のカテゴリーから排除される「非市民」を前提とすることによって，その平等性を貫徹しうるのであり，ブルベイカーの指摘するように，「市民」と「非市民」との間の完全な平等は，市民権そのものの概念を変えてしまうと考えられるからである (Brubaker 1989: 17)。

(3) 分析の視点——市民権の主体的，内容的拡大——

その一方で，市民権は，歴史的にみて，閉鎖的な特権から普遍的な権利へと拡大してきたことも否定しえない。それは，市民権の差異化の機能が，しだいに統合の機能にとって代わられる過程でもある。

B.S.ターナーは，西欧における市民権の拡大を促進した主要な要因として，資本主義の進展のほかに，階級闘争，移民の増大，戦争，平等主義的イデオロギーの普及を挙げている (Turner 1986: 67)。このうち，階級闘争の要因は，従来からマルクス主義の論者も含めて有力に主張されてきており，この文脈でマーシャルを批判する論者も多い。なかでも，A.ギデンスは，マーシャルの理論は，市民権を具体的な集団の積極的な努力や闘争を通じて獲得されてきたものというよりは，進化論的に展開してきたものとして捉える傾向が強く，現在の福祉国家の危機の分析には不適としている (Giddens 1982: 171-172)[3]。市民権拡大の重要な要因として，もうひとつよく挙げられるのが，戦争，特に今世紀の2つの世界大戦に象徴される総力戦の影響である。たしかに戦争という要因はある程度の完全雇用状態と堅固な労働市場をつくり出し，さらに，国民の動員によって，ナショナリズムが鼓舞され，国民の連帯感を強めたといえる。しかし，J.M.バーバレットの指摘するように，戦時体制の下では，言論の自由などの市民的権利は抑圧される傾向にあり，市民権の拡大は，戦争を契機にしたというよりは，むしろ，戦時期の諸権利の抑圧との比較においてそういえると考えるほうが妥当であろう (Barbalet 1988: 39-40)[4]。

いずれにせよ，市民権の拡大は，多様な諸要因が複合的に重なりあって生じた現象であり，その要因を一義的に確定することは困難である。ここでは，そうした諸要因の検討というよりは，むしろ，福祉理念としての市民権が確立するまでの歴史的経緯の分析という問題意識に即した形で，市民権の拡大そのものを捉える2つの視点を提起しておきたい。第1が，市民権の「市民」概念の拡大，つまり，その主体的拡大という視点である。すなわち，歴史的にみて，いかなるカテゴリーの人が，どのような論理に基づいて，「市民」とみなされたのか，また，いかなるカテゴリーの人が「市民」の概念から排除されたのかという視点か

らの考察である。第2が，市民権の内容的拡大という視点である。市民権の主体的拡大は，必然的に多様な社会層の多様な諸要求を伴い，市民権の内容もそれに対応して，マーシャルの指摘するように，市民的権利から政治的権利，さらには社会権へと拡大していったと考えられるが，その過程で，市民権に含まれている多様な構成要素のどの要素が強調されたのかという視点である。次節では，以上のような分析の視点にたって，イギリスにおける市民権の歴史的展開を福祉理念としての市民権の確立まで概観していくこととしたい。

III 市民権の歴史的展開

(1) 市民権の起源とその意味

マーシャルのいうように，市民権を社会の完全な成員性と定義づけるならば，その起源は，遠く古代ギリシアのポリス社会にまで遡ることができる。古典的な直接民主制を成立させたポリス社会では，アリストテレスの議論に象徴的にみられるように，市民権を有するための主要な基準は，財産を有し，自己訓練と教育の結果として，統治し，支配しうる能力と同一視されており，奴隷や女性，児童，さらには，ポリス社会の外に住む外国人は「市民」のカテゴリーから排除されていた(Turner 1986 : 13-14)。そこでは，「市民」とは，一定の余暇をもち，政治的活動を中心とする公的活動に参加する能動的市民を指していたのであり，市民権は，一種の優越性，特権を意味するものであった。M.ワルザーの言葉を借りれば，奴隷や外国人は必然の王国に住んでおり，彼らの運命は経済生活によって規定されている一方で，「市民」たる貴族は選択の王国に住んでおり，彼らの運命は彼ら自身の集合的な政治的決定により決せられたのである (Walzer 1983 : 54)。

こうみてくるならば，古代ギリシアでは，市民権は，社会の完全な成員性，そして，それを根拠とする社会参加を意味する概念であったということができる。「市民」であることは，政治的活動を中心とするさまざまな公的活動への参加が可能であることを意味し，市民権とは，まさに，こうした公的な社会参加を表す概念であった。もっとも，古代ギリシアのポリス社会では，現在，使われているような意味での国民国家を前提とした市民権の概念は，形成されておらず，市民権は，地域的に限定されたポリス社会における貴族層の閉鎖的特権にほかならなかった。ポリス社会の解体後に巨大帝国をつくり上げた古代ローマ帝国の下においても，当初，ローマ市民に適用される市民法と被征服地の住民に適用される万民法とは区別され，ローマ市民権は，閉鎖的特権を意味した。しかし，3世紀の勅令によって，帝国内の奴隷を除くほぼすべての人々に市民権が認められ，市民権は，一定の普遍性と抽象性を獲得するようになる。

古代帝国の崩壊後，西欧では共同体的土地所有と身分制度を機軸とした中世封建社会が成立する。その結果，市民権の概念は，その普遍的性格が薄れ，再び地域的な共同体の成員性という意味合いの強いものとなった。もっとも，12～13世紀には西欧各地で自治権をもった中世都市が発達し，城壁に囲まれた都市共同体の平等な成員であるという強固な連帯意識に裏付けられた「市民」の概念と市民意識が生まれてくる。共同体の成員としての自覚と公共精神を内在した市民意識は，まさに，個々の市民の権利義務の意識を生み出し，平等主義的な近代的市民権成立の基盤となった[5)]。市民権の構成要素という点からみると，マーシャルの指摘するように，中世封建社会では，市民権の3つの要素は，同一の糸に束ねられていたといえる(Marshall 1963 : 74)。共同体社会の地位や資格と結びつけられた意味での市民権は，その享有主体が限られていたとはいえ，その内容として，社会権をも構成要素として内包していたのである。血縁と地縁で結ばれた共同体社会は，労働と生活における強固な相互扶助組織をつくり上げ，福祉の機能もその共同体の機能のなかに包摂されており，共同体社会の保護を受けられない人に対しては，宗教的慈善を中心とする私的慈善事業がその保護機能を代行していた。

(2) 近代的市民権の成立と初期救貧法

15〜16世紀のルネサンス，宗教改革，その後の大きな社会変動を経て，西欧の封建社会は，しだいに解体し，政治と法律における国家制度の成長，発展が進み,「市民権は，地域的な制度から国家的な制度へと成長」(Marshall 1963 : 79) していく。マーシャルのいう市民権の3要素も，それぞれの別個の論理に従いながら発展し，市民権の概念がより普遍的な形で再編され，近代的意味での市民権が成立する。ターナーは，こうした近代的市民権出現の主要な要因として，封建社会の解体と資本主義の進展を挙げている。ターナーの指摘するように，近代的市民権の出現は，中世のヒエラルキー的な身分関係を否定し，解体するところからはじまったといえ，そこでの抽象的な「市民」の存在は，普遍主義的観点から定義された個人の間の平等主義的水平関係を前提としていた (Turner 1986 : 18)。

一方で，共同体の成員間の相互扶助や宗教的な慈善に委ねられていた福祉の機能も，共同体社会の解体に伴い，しだいに衰退し，国家的な福祉制度の萌芽ともいうべき救貧法が確立してくる。イギリスでは，中世共同体社会の解体が進み，浮浪者や貧民の増大が深刻化した16世紀ごろから，社会的不安と騒乱の抑止を目的とした初期の救貧法が確立され，やがて，問題の拡大とともに，議会の立法として成文化された。その集大成が，1601年のエリザベス救貧法である。これら一連の救貧法の特徴は，労働可能な貧民に対しては就労を強制し，それを拒否する者に対しては，厳罰をもって臨むというものであった。救貧法制度の下では，救済の対象となった貧民は警察的取り締まりの対象であり，古代の奴隷と同様，社会の正式な一員としては認められなかったのである。

17世紀のイギリスでは，ピューリタニズムの普及，市民革命の勃発という状況の下で，貧民などの経済的に依存状態にある人々に対する社会的感情が，ますます厳しいものになっていった。貧困は，個人の怠惰や浪費によるものとされ，貧民であることは，社会的脱落者を意味した。ピューリタン革命期の平等派 (Levelers) の思想を分析したC. B. マクファーソンの議論を例としてこうした感情の根深さを示しておこう。ピューリタン革命の指導者O. クロムウェルらの独立派と対立し，絶対的な個人の自然権を根拠に，普通選挙権を主張した平等派の思想は，近代民主主義思想の起源のひとつに挙げられているが，マクファーソンは，平等派の思想のなかにさえも，貧民のように経済的に依存状態にある人を「市民」のカテゴリーから排除し，その選挙権を否定する考え方が暗黙の前提として組み込まれていたとする (Macpherson 1962=1980 : 123-180)。平等派は，決してすべての人の選挙権を主張したわけではなく，使用人や施物受取人などの選挙権を否定した (Macpherson 1962=1980 : 130)。平等派にとって「選挙権は当然，自由に基づいており，そして自由は個人の経済的独立を意味」し,「平等な自然権は，人が他人たちへの意志への依存というそれらの関係の一つに入ったときには没収された」(Macpherson 1962=1980 : 144)のである[6)]。マクファーソンが「所有的個人主義」と呼ぶこうした考え方は，J. ロックの所有権理論によって体系化をみることとなる。ロックは，生命，自由，財産に対する自然権を想定したが，平等派同様，労働者も含めて経済的依存状態にある人は，政治体の完全な構成員ではなく，そう要求する権利もないという仮説を自然権思想のなかにもち込んだとされる (Macpherson 1962=1980 : 222-295)。

(3) 改正救貧法と市民権

イギリスでは，18世紀後半から19世紀前半にかけての産業革命の進展とそれに伴う資本主義的市場社会の確立によって，マクファーソンが指摘する「所有的個人主義」の思想が優位を占めるようになる。そして，それを社会福祉の領域において究極にまで貫徹したのが，1834年の改正救貧法であった。この法律は，R. ピンカーの言葉を借りれば,「人間は経済市場においてのみ，真実の福祉を発見することができ，またすべきであるという命題」(Pinker 1971=1985 : 72) に基づいていた。改正救貧法の基本原則は，同年2月の『救貧法調査委員会報告書』のなかに明確に提示されて

いる。その原則とは，第1に，労働能力のある者の救貧法による救済の拒否であり，第2に，救貧法の救済を受ける者の状態が「実質上または外見上，最下層の独立労働者の状態よりも同等以上に快適なものであってはならない」(1834 Report：228) という「劣等処遇の原則」であり，第3に，「劣等処遇の原則」をより効果的にするために労役場 (work house) での救済以外を認めないという「院内救済の原則」である。こうした原則の下で，被救済者は，市民的自由や政治的権利を喪失させられ，被救恤民 (Pauper) と呼ばれた[7]。救貧法の救済を受けるためには,「市民」としての地位を放棄しなければならなかったのである。マーシャルの指摘するように，ここに至って，社会権は，市民権の構成要素から完全に排除されてしまったといえる (Marshall 1963：83)。市民権の喪失は，軽蔑の表象であり，「劣等処遇」という制裁は，被救恤民に必然的に「屈辱とスティグマという苦痛を課した」(Pinker 1971＝1985：71) のである。マーシャルは，社会権が，他の市民的権利や政治的権利と対等な形で市民権の構成要素となるのは，20世紀になってからだとする (Marshall 1963：86)。

19世紀のイギリス社会は，市場経済の作用に信頼をおき，国家の経済干渉を最小限にとどめようとする自由放任主義と夜警国家観の哲学に特徴づけられる自由主義段階の社会であった。そして，こうした自由主義段階の市民権モデルにおいて，市民権の享有主体たる「市民」として想定されていたのは，資本主義的市場社会で自由な取引活動を行う主体としての「市民」であり，読み書き能力があり，善悪の判断が可能な徳と才能のある「教養と財産」をもつ成年男子であった。「市民」と「非市民」とを区別する基準は，主として，所有の有無，社会的，経済的自立であった。そして，被救恤民のみならず，女性や児童も経済的に依存状態にあるとされ，「市民」のカテゴリーから排除された。女性や児童は「市民」ではないがゆえに，イギリス工場法などの初期労働者保護立法において保護の対象とされたのである。

市民権の構成要素という点からみるならば，この時期での市民権の主要な要素は，市民的権利であった。イギリスでは，17世紀の市民革命を経て，身体の自由，言論の自由，所有権などの市民的権利が，市民権の重要な要素として確立していくことになるが，共同体社会や中間団体からの離脱や自立という側面を有する市民的権利は「本源的に強度に個人主義的なもの」であり，「資本主義の個人主義的位相と調和」(Marshall 1963：97) することが可能であった。そして，資本主義の発展は，市民権の平等主義的要素を刺激し，発展させると同時に，所得の格差などの経済的不平等をもたらし，平等の権利としての市民権と不平等な社会構造である資本主義的市場システムの併存という状況を生み出した。しかし，それは「市民」のカテゴリーから女性や経済的依存状態にある人々を，その構成要素から社会権を排除している段階では，大きなコンフリクトを生むことはなかった。

(4) 国民国家の確立と政治的権利の拡大

一方で，西欧では，18世紀のフランス革命以降のナショナリズムの発展と国民国家の確立のなかで，市民権は，国民国家の成員性という観点から定義づけられるようになる。近代国民国家の成立は，社会の成員の資格要件として国籍という要件を付け加えた。つまり，国民国家に国民として組織される者のみが，社会の完全な成員と意識され，完全な市民権を付与されることとなったのである。フランス革命期に起草された著名なフランス人権宣言＝「人および市民の権利」が，このことを端的に象徴している。J.クリスティヴァが指摘しているように，そこでは，普遍的で自然的存在としての「人間」と「国民」とが同一視されたうえで「市民」と区別されている (Kristeva 1988＝1990：184-191)。こうした「人間」と「国民」の同一視は，重要な問題を提起していた。すなわち，人間と国民をひとつにすることは可能なのか，国民でない者は人間なのか,「人権」をもつ権利があるのかという問題がそれである。近代のナショナリズムの勃興の過程で「人々の間に国民としての権利を求める声が高まったが，人間の普遍性への要求は高まらなかった」のであり，ここに「国民とし

て組織された者のみが権利所有者となれる世界」(Kristeva 1988 =1990: 187-188) が確立した。国民国家から排除された外国人や無国籍者が，まったく無権利の状態におかれる可能性が生じたのである。

とはいえ，国民国家の確立とナショナリズムの勃興は，少なくとも同一の国民間では連帯の意識を高め，「教養と財産」をもたない労働者も自らを国民国家の成員と意識し，市民としての地位を要求する契機となった。R. ベンディックスが論じているように，資本主義的工業化の進展は，労働者の間に国家の富と繁栄に寄与しているという意識を生じさせ，こうした運動をより一層促進したと考えられる (Bendix 1964＝1981: 104-110)。イギリスでは，19世紀前半にチャーティスト運動と呼ばれる労働者階級の抗議の動員が行われ，「現存の政治社会への完全な参加の実現」(Bendix 1964＝1981: 104) をめざす運動が拡大する。これに伴い19世紀の一連の選挙制度の改革を通じて，参政権が，労働者階級をはじめ多くの人々に付与されていった。それは，政治社会への参加の権利，マーシャルのいう政治的権利が，市民権の構成要素として組み込まれていく過程でもある[8)]。

その際に，労働者の団結の手段として言論の自由や集会の自由などの市民的権利が活用されたことは注目される。当初は，イギリスでも，契約の自由が拡大解釈され，団結禁止法などで労働者の団結は禁止されていたが，しだいに，市民的権利を承認しつつ，団結の権利を禁止するという論理が維持しえないことが明らかとなり，1824年には，団結禁止法も廃止される。政治的権利の拡大は，市民的権利を基盤とした労働者の階級闘争の成果という側面を有していた。これに対して，バーバレットは，マーシャル自身は，ベンディックスに代表される後の社会学者のように，参政権の拡大をそれほど高く評価することはなかったとし，この成果は，労働者自身の闘争の成果というよりは，むしろ，新しい都市プロレタリアートの台頭に脅威を感じたブルジョア階級の妥協の産物という側面が大きかったと主張している (Barbalet 1988: 83-86)。彼らは，自らの特権的地位を守るために，改革に着手したのであり，市民の権利の拡大を第一義的な目的としたわけではなかったのである (Barbalet 1988: 85-86)。しかし，その意図は何であれ，結果的には，参政権が拡大され，それが市民権の一構成要素として組み込まれることで，労働者階級の政治的意思決定過程への参加が拡大されたことは否定しえないであろう。この段階で，市民権の重要な要素として意識されたのが政治社会への参加の権利であり，ブルベイカーのモデルにいう④の要素である。本稿では，これを参加的市民権の要素と呼んでおく。こうした労働者階級の「市民」への編入と政治的意思決定への参加の拡大は，資本主義社会における実質的平等の要求，すなわち，社会権の要求をもたらすこととなった。同時に，資本主義的市場経済のさまざまな欠陥が明らかになり，それに対応する形で，資本の側からも国家の積極的な社会政策が，資本主義社会維持のために不可欠のものとして要請されていった。

(5) 福祉国家の成立と市民権

さて，イギリスの改正救貧法の状況に目を転じてみると，19世紀後半には，救貧法そのものが機能不全に陥りつつあった。前述した厳格な「劣等処遇の原則」は，そのまま適用されることはなく，また，当時の技術では，ワークハウス・テストによって，労働能力のある貧民とない貧民を厳格に区別することは不可能であった。労役場は，労働能力のない人，老齢者，疾病者などの「産業革命の医療的および社会的犠牲者」(Pinker 1971＝1985: 74) の収容所と化し，経験的資料の集積は救貧法が基づいていた規範的経済理論の誤りを明らかにしつつあった。特に，19世紀末のC. ブースの貧困調査は，貧困が個人の怠惰や浪費という個人的責任に由来するものではなく，失業や低賃金といった資本主義体制そのものに起因するものであることを科学的手法に基づき明らかにした点で，古典的な貧困観を修正するうえで大きな役割を果たした[9)]。まさに，救貧法のその後の歴史は「規範的経済学理論の名において犯した誤りの段階的修正の」(Pinker 1971＝1985: 73) 歴史であったとい

えよう。さらに，19世紀末から20世紀にかけて，老齢者，疾病者，児童などの保護や救済を救貧法によるものから個別立法や教育制度に委ねる傾向が強まり，1834年の原則そのものが解体に瀕していった。1909年の王立救貧法委員会の報告は，救貧法の原則の破綻を宣言したが，イギリス政府は，拠出主義に基づく強制的社会保険の導入と救貧法制度の存続という第3の道を選択した[10]。それは，1911年の「国民保険法」へと結実することとなる。イギリスにおける国家的な社会保障制度は社会保険を機軸として形成されていったのである。このことは，1942年のベヴァリッジ報告が，社会保険を中心として，公的扶助はその補足的形態として位置づけていたことに象徴的に表れている。

ここで注意しておきたいのは，保険給付の受給者は，請求と選択する権利をもつ拠出者として規定されているが，保険原理に基づく請求権は，本質的には「市民としての地位とは何の関係もなく，もっぱら経済市場における賃金労働者としての彼の地位に由来」(Pinker 1971＝1985：98)していることである。ここでの給付の資格要件は「社会的ニードよりもなおも，過去の経済的遂行の証明」に主として依拠しており，市民権という観念は「経済市場の倫理により親近性をもっている」(Pinker 1971＝1985：99-100) といえる。社会権は，まず，保険原理に立脚した社会保険を受給する権利として実定法化されたのであり，その意味で，福祉理念としての市民権は，市場的価値観との妥協の産物であった。とはいえ，市民権の理念が「依存的で貧困な人にも同等の尊重を要求する」(Parker 1975：146) ものである以上，それが，市場的価値観に修正を迫るものであったことは否定しえない。さらに，前述したような古典的な個人主義的貧困観から「社会問題としての貧困」への貧困観の転換は，経済的に依存状態にある人々も市民の一員とみなす考え方を浸透させる契機となった。

こうした状況を背景として，イギリスでは第2次大戦後，救貧法が現代的な社会福祉制度にとって代わられ，福祉国家と呼ばれる政治経済体制が確立される。イギリスの福祉国家の形成途上においては，救貧法の公的扶助に付着した「汚名を剝ぎとることが……不可避の大仕事」(毛利 1990：152) であったが，市民権の理念は，こうした救貧法のポーパリズムのスティグマを剝ぎとるうえでの根拠理念となったといえる。つまり，救貧法の下での「劣等処遇の原則」に基づく市民権剝奪を条件とする被救済権が，社会権として市民権の本質的要素に再編入されることで，福祉理念としての市民権が形成されたのである。その意味で，市民権の理念を福祉国家の重要な基礎理念のひとつに挙げる論者も多い。例えば，D.S.キングは，福祉国家を「社会的市民権の最も重要な制度的な具体化」(King 1987：168) であるとし，「福祉立法は，西欧社会において市民権の中核的要素とみなされている」(King and Waldron 1988：417) と述べている。

IV 社会的市民権モデルの論理と限界

(1) 福祉理念としての市民権の論理

以上のような経緯で確立した福祉理念としての市民権は，では，どのような特徴，論理構造を有しているのであろうか。福祉理念としての市民権の確立を市民権の主体的拡大という観点からみれば，市民権の享有主体の範囲の拡大を意味する。福祉国家の確立とともに，「市民」の概念は「教養と財産」をもつ成年男子から労働者，女性へ，さらに，高齢者，障害者といったハンディキャップを有した人々へと拡大されていった。また，市民権の内容的拡大という観点からみるならば，社会権が，市民権の構成要素として包摂されたうえで，その重要な要素として位置づけられたことを意味する。

前述したように，イギリスでは福祉国家の確立に際して，救貧法に付着していたポーパリズムのスティグマを払拭することに力点がおかれ，その根拠理念として社会権を包摂した市民権の理念が用いられた。福祉国家における市民権の意義は，まず第1に「福祉を受ける前提条件であり，……福祉(共同体)への入会資格」(Fullinwider 1988：261-262) であった。ブルベイカーのモデルでい

えば，市民権の⑥の要素が強調されたといえる。その結果，少なくとも理念上は，個々の市民は，社会権を包摂した市民権を有しているということを根拠に，ミニマムの生活に必要な資源の分配を国家に要求し，義務づけていくことがスティグマを伴うことなく可能となった。本稿では，以上のような論理を内包している福祉理念としての市民権を社会的市民権 (Social Citizenship) のモデルと呼ぶこととしたい[11]。

社会的市民権のモデルは，1950～1960年代のような順調な経済成長の時代には，人々の間に一定のコンセンサスを得ることができた。戦後の福祉国家体制は，市場経済を根幹とする混合経済システム，利益集団的な政治的取引，複数政党間を通じて媒介される代議制的民主主義システム，市民的，政治的権利と社会権が共存した市民権という価値・規範システムを特徴とし，それらのシステムを通じて，経済成長が推進され，パイが分配され，社会保障制度の充実がはかられてきたといえる[12]。しかし，1970年代中ごろから，多くの西欧諸国において経済成長に陰りがみえはじめると，分配されるべきパイが無限ではないことが認識され，価値・規範システムとしての社会的市民権モデルに大きな疑問がさしはさまれるようになった。そのことは，経済成長の時代には自明とされてきた社会的市民権のモデル自体にいくつかの問題点と限界が内在していたことを示唆している。

（2） 社会的市民権モデルの問題点と限界

ここでは，社会権の特質という観点から社会的市民権のモデルが内在していると考えられる問題点を3点ほど提示してみたい。

第1に，社会的市民権のモデルの特徴は，社会権を市民権の重要な要素として位置づけ，包摂した点にあるが，社会権は，他の市民的権利や政治的権利とは本質的に性格を異にする権利群という問題がある。市民的権利や政治的権利が，国家が介入や干渉を差し控えるという形で，その積極的充足が可能であるのに対して，社会権の充足には，一定の社会的資源の調達と制度の拡充が必要となる。マクファーソンの言葉を借りれば，市民的，政治的権利は「国家に対する権利で，国家が干渉しえない個人の自由」，もしくは，「国家をコントロールする権利」であるのに対して，社会権は「国家によって保障される給付への要求」(Macpherson 1985 : 23) である。社会権の理念は，資本主義的な市場的価値観に一定の修正を迫るものである一方で，その充足は，市場経済の発展とある程度の生産力に依存しており，国家の経済的基盤の相違によって，社会権の保障に相違が生じうる。マーシャルは，市民権を社会の構成員に平等に付与される普遍的権利と捉えたが，社会権を包摂した市民権は，その普遍性という面から，大きな限界を有している[13]。

第2に，これは，社会権のなかでも特に福祉権についていえることであるが，スティグマの問題がある。現実の福祉国家の下では社会サービスの提供は，官僚機構のなかで専門的行政官によって一種の行政行為として提供される。給付の決定も専門的行政官の裁量に委ねられることが多く，福祉権の権利性は希薄とならざるをえない。その結果，「受給者は，専門家の決定に服従し，地位の平等性への要求を降下」(Parker 1975 : 148) する傾向にあり，その分，受給者の依存的地位が強調されることになりやすい。しかも，福祉権の主体として想定されている人々は，社会的に不利な立場にあり，「役人とかかわり合うことへの嫌悪，申請を拒絶されることへの怖れ，諸権利が現実にどのようなものであるかおよび申請に伴う手続についての無知」といった「そのコミュニティの完全で平等な成員として自覚しあるいは活動するための能力」(Marshall 1975＝1981 : 311) を欠いている場合が多い。社会的市民権の理念は，救貧法に付着していたスティグマの払拭を目的としていたが，ハンディキャップを有した人の自立と参加を促進する有効な福祉プログラムの制度的裏付けがない限り，理念的に，彼らを市民権の享有主体であるということだけでは，福祉国家の下でもスティグマは残存しうるといえよう[14]。

第3に，第1の問題点とも関連するが，現代社会のなかでの社会権の既得権化という問題がある。社会権の内容は，その充足が国家の分配政策と密

接に関連しているため，現代国家の下では，民主主義的に遂行される利害調整によって規定される。そのため，人々は自らの利益や要求をできるだけ貫徹させるために，他人と結束し，労働組合や各種の圧力団体に結集するようになる。しかし，集団の結成，加入という点からみれば，それは，不可避的に集団にアクセスしうる人とそうでない人といった社会構造の不平等を反映し，強化することとならざるをえない。社会権は，その意味で現実に存在するさまざまな不平等を反映するばかりか，それを積極的に媒介する機能を果たすのである。それは，個人の権利というよりは，特定集団の既得権と化し，さらに，政治的妥協や利害取引の道具と化してしまう危険性を有している[15)]。その結果，集団への有効なアクセスの手段をもちえない人々は，社会権を行使することで得られる利益を実質的に享受できない可能性がでてくる。さらに，集団に加入している人についても，労働組合の団結権のような集団の利益と組合の脱退の自由といった個人の市民的権利との衝突が生じる場合がでてくる。社会的市民権のモデルは，こうした不平等是正のためのプログラムや他の市民的権利や政治的権利との調整原理を充分に定式化しているとはいいがたい。

社会的市民権のモデルは，福祉国家の確立に際して，ポーパリズムのスティグマを除去し，権利としての福祉という理念に基づいた福祉国家化推進のコンセンサスをつくりだすうえで大きな役割を果たしたといえる。しかし，そこでは市民権の享有主体としての「市民」の範囲は拡大されたものの，市民的権利や政治的権利に付着していた行為者としての市民，政治的参加の主体としての市民という観念，つまり，参加的市民権の要素は薄れ，市民の受動的な受給資格という側面が，市民権の本質的要素として位置づけられた。こうした点に，社会的市民権モデルの大きな限界があったと考えられる。

V　新しい市民権モデルの構想

(1)　社会的市民権モデルへの理念的批判
——新保守主義と新しい社会運動——

前述したように，1970年代後半に入ると，西欧の福祉国家は経済成長の停滞と深刻な財政危機にみまわれ，再編を余儀なくされることとなる。そして，その再編の方向として現れたのが，1960年代後半から70年代にかけての社会（ネオ）コーポラティズムであり，その後に登場した新保守主義の潮流であった (Mishra 1990)。しかし，新保守主義の掲げる「小さな政府」と社会保障制度の縮小は，現実のものとはならなかったし，社会コーポラティズム的再編もその枠組みからはみ出す人を生むなどの不安定要素を内部にかかえているといわれている（武川 1989：224-227）[16)]。とはいえ，福祉国家への批判と危機論の噴出は，福祉国家の基礎理念とされてきた社会的市民権モデルへの批判と挑戦を意味していた。そうした理念的批判の代表的なものとして，ここでは，新保守主義の思想と「新しい社会運動」の思想潮流を検討することとしたい。

新保守主義の思想は，福祉国家とその基礎理念たる社会的市民権に対する有力な批判のひとつであり，その特徴は，市場経済の分配メカニズムに信頼をおき，所得再分配政策などの福祉国家の政策を個人の絶対的な権利を根拠に否定する点にある。イギリスやアメリカでは，こうした思想に立脚した政策が展開され，福祉国家の選別主義的な形での再編が進んだ。しかし，そこで想定されている個人の権利は，市民的自由や所有権であり，社会権の理念は，市場的分配機能を阻害し，個人の自由を侵害する可能性をもつものとして否定されている。さらに，新保守主義者の議論では社会権の理念が，個人の自由や自律，特にハンディキャップをもった人のそれを尊重する考え方を含んでいることは無視されているし，市場的分配が公平であるということは必ずしも明確に証明されているとはいいがたい[17)]。新保守主義の思想自体は，福祉国家と社会的市民権のモデルに対する「ネガ

の福祉国家論」(田端 1988：33) を構成しているといえるものの，それに代わりうる新たな市民権モデルの構想を含むものではない。

一方，1960年代末から先進資本主義諸国で噴出してきたエコロジー運動，平和運動，女性解放運動，少数民族運動などの新しいタイプの社会運動の潮流も，既存の政治システムや産業社会の支配的な価値に対する根底的な批判，さらには社会的市民権モデルへの批判を含むものであった。こうした「新しい社会運動」については，オッフェが，運動の追求する争点，価値，運動を担う行為者という観点から詳細な分析を加えている。オッフェによれば，その要求は，非階級的，拡散的，普遍的であり，身体的領域，行為空間，生活世界が争点となり，その価値は，自律性とアイデンティティ，規制や官僚制化への批判におかれている (Offe 1985：828-829)。また，それを担っている社会層は，サービス部門や公共部門に従事する比較的高学歴の「新しい中間層」であり，さらには，学生，失業者，退職者などのいわゆる「脱商品化」された集団であるとする (Offe 1985：833-834)。そのうえで，オッフェは「新しい社会運動と表現した社会的政治的コンフリクトのパターンは，階級闘争のモデルとは対極にある」(Offe 1985：835) と指摘している。

市民権という観点からみるならば，社会運動は，社会の完全な成員から除外された個人や集団の自己主張，社会参加の要求，つまり，「市民」の定義の拡大や再定義を求める社会行動と捉えることができる。「抽象的権利としての市民権の実現は，社会でのより大きな参加を達成するための……具体的な社会闘争の結果」(Turner 1986：105) であるといえ，「新しい社会運動」の潮流は，「市民」の定義の拡大と再解釈，さらには，新しい権利内容の市民権への包摂を迫るものである。前者についていえば，女性や高齢者，身体障害者のみならず，充分な自己決定ができないとされてきた児童や精神障害者といった人々への「市民」概念の拡大であり，そのことは，市民権の享有主体として普遍的な人間一般が想定されるようになり，市民権の普遍的人権化の傾向が強まったことを意味する[18)]。後者についていえば，従来の市民的権利や政治的権利，社会権の要求にとどまらず，より根底的な自律権，自己実現の権利や自己決定の権利，それを可能にする実質的参加の権利が，市民権の新たな権利内容としてクローズアップされてきたことを意味している。

（2） 新しい市民権モデルの内容

以上のような理念的批判，特に「新しい社会運動」の問題提起を受けて，社会的市民権のモデルはどのように修正，再編されるべきであろうか。最後に「危機後の再編期」(Mishra 1990：96) にあるとされる福祉国家の将来の基礎理念たりうるた新しい市民権モデルの内容を展望しておきたい。

第1に，新しい市民権モデルにおいては，市民権の概念に内在していた能動的で自立した市民のイメージ，参加的市民権の要素が復権される必要がある。前述したように，社会的市民権モデルの想定する市民像は，受動的な社会サービスの受給者であり，その受給資格という要素に重点がおかれていた。これに対して，新しい市民権モデルが想定する市民像は，単なる社会サービスの利用者，受給者ではなく，積極的な行為主体，社会福祉の行政過程や計画過程，さらには，立法過程にも積極的に参加する主体としての市民である。もっとも，充分な選択や自己決定をなしえないとされる精神障害者などの人々を政治的，社会的な参加主体と認めること，つまり，普遍的な参加的市民権の理念に対しては，西欧の政治，社会理論において伝統的に根強い反対意見がある。しかし，全く判断能力のない幼児などは別として，そうした人々といえども，何らかの援助と訓練があれば，選択や自己決定が可能であると考えられる。事実，スウェーデンなどで行われている自立生活のためのプログラムは，障害者自身による自主運営グループ，利益団体の形成を促すプログラムも含むものである。民主主義理論からも提起されているように，参加と自己決定の主要な機能は，それ自体が市民への教育的効果を有し，その意識を高めるといえる。同時に，こうした能動的市民と参加的

市民権の要素の強調，それに対応する自己決定プログラム制度の導入は，福祉クライエントが有している依存性を払拭することで，スティグマの付与をある程度緩和しうる。

第2に，市民権の構成要素をなしている社会権は，単に社会サービスを要求し，受給する権利にとどまらず，個人の自律や自己実現を保障するための権利として位置づけられるべきである。近年の人権論の大きな特徴として，人権という概念が，個人の自律に基礎をおいた概念であり，そうした自律性を実現させるためのものであるという認識が強まり，自律の概念をベースに市民的自由や政治的権利，社会権が論じられるようになってきたことが挙げられる。市民権の中核的要素も，自律的な主体としての「市民」の自律権，社会的参加の権利を含む自己実現の権利と考えられ，社会権は，それをミニマムに保障するための前提となる権利である[19]。社会サービスの受給権などの社会権は，依存性を表象するものではなく，社会的にハンディキャップを有している人がそれらを利用しつつ，自律性を発揮し，自己決定をなすための前提条件と捉えられる必要がある。

第3に，市民権の重要な構成要素として，そうした自律権を基礎にした実質的な参加の権利や手続的権利が包摂されるべきである。福祉国家システムの肥大化と官僚制化の進展が，個人の自由や自律に対する脅威となっているという問題は，すでに，1960年代にマルクス主義の側から提起されたが，十数年の後，新保守主義者によって再び管理国家的な福祉国家の批判という形で復活された。新保守主義のこの点に関する解決策は，民営化 (privitazation) と市場原理の導入にあるが，こうした政策が，不平等と格差の増大をもたらし，新たな貧困や不満を生み出していることは，イギリスやアメリカの例からも明らかであろう。社会サービスの供給主体を国家，公共団体などの公的機関から完全に市場経済に移行させることには，現段階では困難であり，最低限の社会保障に対する公的責任の原則を形骸化させる危険性がある。むしろ，公的責任の原則を基底にしつつ，社会福祉制度や行政の民主的コントロールの必要性が強調されるべきと考える。J．パーカーの指摘するように，市民権の理念に含まれている地位の平等は，個々人の生活に影響を与えている社会サービスの計画や決定への参加，立法過程や行政過程への批判の権利を当然に内包しているといえるからである (Parker 1975：153)。少なくとも，福祉クライエントには，社会サービスの実現過程が手続的に適正であることを要求する手続的権利，さらには，サービスの実現過程への参加の権利が保障されるべきであり，市民権の理念は，そうした手続的権利や参加の権利の制度化を要請する。

Ⅵ 結　び

以上，市民権の主体的，内容的拡大という観点から主としてイギリスにおける市民権の歴史的展開を辿り，福祉国家の下での社会的市民権モデルの限界と展望を考察してきた。市民権の理念は，その参加的市民権の要素という観念が復興され，緻密化されることによって，福祉国家の選別主義的な形とは異なる再編の方向の基礎指針，基礎理念となる可能性を有している。そして，高齢化の進展等の大きな社会変動のなかでそうした基礎理念に対応する形で，社会福祉そのものの発想の転換と制度的な再編も要請されているといえる。すなわち，社会福祉制度自体が，ハンディキャップをもった人々も含めてすべての個人の自由な活動の余地と自発性の発揮，そして社会参加を保障するのため制度へと転換していく必要性が高まっているのである。

一方で，これまでの考察で明らかなように，市民権は，権利そのものというよりは，多様な要素を内包し，さまざまな権利意識を生み出す基盤ともいうべきものであり，むしろ「市民性」と訳すほうが適切ともいえる。とすれば，社会的文化的な基盤の相違により，市民権の内容や保障の在り方にさまざまな相違が生まれてくると考えられ，各国の社会立法において個人の市民権や福祉の権利がどのように保障されているのかという観点から，福祉国家の比較法的考察が可能である。こうした観点からみるならば，日本では，社会福祉の

行政過程や手続過程への福祉クライエントの参加や手続的保障は制度的に不充分なままで，福祉国家化への批判と危機論がなし崩し的に展開されてきた感がある。福祉国家への批判や理念的攻撃に対する論争や思想的擁護もあまりみられず，そのことは「日本における福祉国家コンセンサスそのものがより微弱であった」(田端 1988：73) ことを示唆している。日本では福祉理念としての市民権は未定着なままであり，理念なき福祉国家としての性格が強いといえるのではなかろうか。

いずれにせよ，市民権の理念，特にそこに内在する参加的市民権の理念は，今後の福祉国家や社会福祉制度の再編に向けて大きな理論的意義を有していると考えられるし，社会学の領域からも，市民権の理論のより精緻な考察が求められているといえよう。このような観点からの市民権理論の再検討，さらには，福祉国家の比較法的考察は，別の機会に試みてみたい。

注

1) 社会権は，この定義では，かなり広い権利群をさす概念であるが，マーシャルは，別の箇所でそれを「実質所得への普遍的権利」(Marshall 1963：100) と表現している。具体例として，社会サービスの受給権を含む福祉権，教育を受ける権利などが挙げられよう。

2) 社会学的観点から市民権の統合機能に着目した議論として，Giddens (1985：chap. 8) 参照。また，これらの議論を整理したものとして，拙稿 (1992 a：10-11) 参照。

3) もっとも，マーシャルが，市民権の拡大の契機として階級闘争的要因を完全に無視しているとは必ずしもいえない。この点について，拙稿 (1992 a：10) 参照。

4) ターナーが挙げている移民の増大や平等主義的イデオロギーの普及という要因の意義と問題点については，Barbalet (1988：41-43) 参照。

5) 近代的市民権成立の基盤となったものとして，キリスト教思想の影響も見逃せない。ターナーも，中世のキリスト教思想が，その成員間のラディカルな平等主義，神と人間を結びつける契約の観念等，近代的市民権の成立に与えた影響は大きいと強調している (Turner 1986：16-17)。

6) もちろん，クロムウェルらの独立派は，選挙権における財産資格をより厳格な形で主張していた。ただし，マクファーソンの議論に対しては，平等派の意義を過小評価しているという批判もある。例えば，Arblaster (1987：chap. 3) 参照。

7) 1909年の王立救貧法委員会の議事録によれば，「劣等処遇の原則」は，次の3つの要素からなっていたと当時の救貧法の主席監督官が証言している。すなわち，第1が，個人的信望の喪失（これは，ポーパリズムのスティグマによるものと考えられる。)，第2が，労役場に拘留されることによる個人的自由の喪失，第3が，選挙権を剝奪されることによる政治的自由の喪失がそれである (Cd. 4625：証言 2230号)。

8) 過渡期の国民国家において選挙権を制限するのに用いられた主要な規準として，ベンディックスは，伝統的身分としての男性家長へ選挙権を限定する伝統的身分の規準，土地や資本の財産所有，納税額等による財産資格制，読み書き能力，学歴などの適格者制度，家屋の所有などの家長としての責任という規準，一定地域への一定期間以上の居住要件といった住居規準の5つを挙げている (Bendix 1964＝1981：145)。こうした規準は，当時の市民権の享有主体としての「市民」たりうるべき資格でもあったといえる。

9) 具体的に個人主義的貧困観からの解放の契機となったのは，19世紀後半から定期的に到来する景気変動であり，それに伴う大量の失業の発生であった。特に20世紀になって生じた大量失業の結果，貧困は個人的な怠惰や悪習から生じるのではなく，個人の力を超えた社会的な要因，すなわち，資本主義社会が生み出す低賃金や失業に由来するものであるということが多くの人々に意識されることとなった。この点については，毛利 (1990：166-171) 参照。

10) 1909年の王立救貧法委員会の『報告書』が，多数派報告とウェッブ夫妻を中心とする少数派報告とに分割されて提出されたことはよく知られている。少数派報告は，救貧法の即時廃止を主張したのに対して，多数派報告は，修正つきで救貧法の存続を望んでいた。ただ，両者とも「劣等処遇の原則」の廃止など1834年法の原則の修正については，意見の一致をみていた。この経緯については，Bruce (1961＝1984：第5章) が詳しい。

11) 社会的市民権という用語は，イギリスの福祉理論家の間で頻繁に使われており，ある程度定着した用語といえる。例えば，King and Waldron (1988), Barbalet (1988：chap. 5), Roche (1992：chap. 1-3) などを参照。

12) このような福祉国家の存立構造をマーシャルは，民主―福祉―資本主義という「ハイフン連結社会」として捉えている (Marshall 1981：chap. 6)。マーシャルのいうハイフン連結社会モデルについては，ミシュラも，市場経済と政治システムとしての民主主義，社会権の制度化としての社会福祉制度という構成要素を全体として分析する枠組みを提供するものとして一定の評価を与えている (Mishra 1984：129-130)。

13) こうした限界を認識しつつも，普遍的な福祉権を含む市民権の理念を考察したものとして，Jones (1990) 参照。さらに，J．ロールズの「格差原理」を基礎に，普遍的福祉権の規範的基礎を考察しよう

とする試みとしては，King and Waldron (1988) 参照。

14) 特に，市場経済の下では，等価交換の規範が形成されており，社会サービスの付与自体が，供給者と利用者の間に地位の不平等を生み出し，スティグマを伴う場合が多い。こうした文脈から，R. M. ティトマスは，社会政策の価値基盤を利他主義と贈与関係におき，市場経済の価値基盤と区別している (Titmuss 1970)。さらに，スティグマの根源は，社会福祉の諸制度のなかにあるというよりは，むしろ，社会関係のなかに本源的に存在すると主張する論者もある。例えば，Spicker (1984＝1987) 参照。

15) マーシャルも，社会権を包摂した市民権が「産業的市民権」(Marshall 1963 : 117) として特定集団の既得権化する可能性を指摘している。社会権のこうした逆機能については，拙稿 (1992 b : 65-67) 参照。

16) コーポラティズムに対する批判として，Ferris (1985)参照。これに対して，ミシュラは，コーポラティズム批判に対する反批判を展開し，危機後の福祉国家の選択肢としてコーポラティズム型福祉国家への再編方向を支持している (Mishra 1990 : 96-119)。

17) 新保守主義の思想については，Mishra (1984 : chap. 2), King (1987) が詳しい。また，新保守主義の思想を社会権との関連で考察したものとして，拙稿 (1992 b : 67-68) 参照。

18) ターナーは，さらに進んで，現在は市民権の享有主体を自然環境にまで拡大させる必要が生じた市民権の第4の波の時代であるとし，エコロジカルな権利としての市民権が求められているとする (Turner 1986 : 98)。同様の趣旨として，Ferris (1985)参照。

19) この点については，Plant (1980 : chap. 2-4) 参照。また，D. テイラーも，権利はそれらが自己発展のためのヒューマン・ニードを実現するのに必要な資源へのアクセスやコントロールの可能性を呼び起こしてのみ意味をもつとし，市民権の概念は，ニードの充足と結びつかなければならないとしている (Taylor 1989 : 27-28)。

参考・引用文献

Arblaster, A. (1987) *Democracy*, Open University Press.

Barbalet, J. M. (1988) *Citizenship*, Open University Press.

Bendix, R. (1964) *Nation-Building and Citizenship*, John Wiley and Sons.＝(1981) 河合秀和訳『国民国家と市民的権利』I，II，岩波書店。

Brubaker, W. R. (1989) 'Introduction' in do (ed.), *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*, University Press of America.

Bruce, M. (1961) *The Coming of the Welfare State*, B. T. Batsford Ltd.＝(1984) 秋田成就訳『福祉国家への歩み――イギリスの辿った途』，法政大学出版局。

Ferris, J. (1985) 'Citizenship and the crisis of the welfare state' in Bean, P., Ferris, J. and Whynes, D. (ed.), *In Defence of Welfare*, Tavistock Books.

Fullinwider, R. K. (1988) 'Citizenship and Welfare' in Gutmann, A. (ed.), *Democracy and the Welfare State*, Princeton University Press.

Giddens, A. (1982) *Profiles and Critiques in Social Theory*, Macmillan.

Giddens, A. (1985) *The Nation-State and Violence*, Polity Press.

Hammar, T. (1989) 'State, Nation, and Dual Citizenship' in Brubaker, W. R. (ed.), *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*, University Press of America.

Halsey, A. H. (1984) 'T. H. Marshall : Past and Present', *Sociology*, 18 (1) : 1-18.

伊藤るり (1991)「〈新しい市民権〉と市民社会の変容」宮島喬・梶田孝道編『統合と分化のなかのヨーロッパ』所収，有信堂高文社。

伊藤周平 (1992 a)「福祉国家の政治社会学序説――T. H. マーシャルの市民権理論を手掛かりとして」『社会学評論』第42巻第4号，2-15頁。

伊藤周平 (1992 b)「福祉国家における権利――法社会学的一考察」『ソシオロジ』第37号第2号，59-76頁。

Jones, P. (1990) 'Universal Principles and Particular Claims : from Welfare Rights to Welfare States' in Ware, A. and Goodin, R. (ed.), *Needs and Welfare*, Sage Publications.

King, D. S. (1987) *The New Right: Politics, Markets and Citizenship*, Macmillan.

King, D. S. and Waldron, J. (1988) 'Citizenship, Social Citizenship and the Defence of Welfare Provision', *British Journal of Political Science*, 18 (4) : 415-443.

Kristeva, J. (1988) *Étrangers à nous-mêmes*, éd. Fayard.＝(1990) 池田和子訳『外国人――我らの内なるもの』，法政大学出版局。

Lockwood, D. (1974) 'For T. H. Marshall', *Sociology*, 8 (3) : 363-367.

Macpherson, C. B. (1962) *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke*, Oxford University Press.＝(1980) 藤野渉・将積茂・瀬沼長一郎訳『所有的個人主義の政治理論』，合同出版。

Macpherson, C. B. (1985) *The Rise and Fall of Ecomomic Justice and Other Papers*, Oxford University Press.

Marshall, T. H. (1963) 'Citizenship and Social Class' in do, *Sociology at the Crossroads*, Heinemann.

Marshall, T. H. (1975) *Social Policy in the Twentieth Century*, Hutchinson.＝(1981) 岡田藤太郎訳『社会（福祉）政策――二十世紀における』，相川書房。

Marshall, T. H. (1981) *The Right to Welfare and Other Essays*, Heinemann.
Mishra, R. (1984) *The Welfare State in Crisis*, Harvester/Wheatsheaf.
Mishra, R. (1990) *The Welfare State in Capitalist Society*, Harvester/Wheatsheaf.
毛利健三 (1990)『イギリス福祉国家の研究』, 東京大学出版会。
Offe, C. (1985) 'New Social Movements: Challenging the Boundaries of Institutional Politics', *Social Research*, 52 (4): 817-868.
Offe, C. (1988) 'Democracy Against the Welfare State?' in Moon, J.D. (ed.), *Responsibility, Rights, and Welfare*, Westview Press.
Parker, J. (1975) *Social Policy and Citizenship*, Macmillan.
Pinker, R. (1971) *Social Theory and Social Policy*, Heinemann.=(1985) 岡田藤太郎・柏野健三訳『社会福祉学原論』, 黎明書房。
Plant, R. et al (1980) *Political Philosophy and Social Welfare*, Rouledge and Kegan Paul.
Roche, M. (1992) *Rethinking Citizenship: Welfare, Ideology and Change in Modern Society*, Polity Press.
Spicker, P. (1984) *Stigma and Social Welfare*, Croom Helm Ltd.=(1987) 西尾祐吾訳『スティグマと社会福祉』, 誠信書房。
田端博邦 (1988)「福祉国家論の現在」東京大学社会科学研究所編『転換期の福祉国家(上)』所収, 東京大学出版会。
武川正吾 (1989)「『福祉国家の危機』その後」社会保障研究所編『社会政策の社会学』所収, 東京大学出版会。
Taylor, D. (1989) 'Citizenship and social power', *Critical Social Policy*, 26: 19-31.
Titmuss, R. M. (1970) *The Gift Relationship*, Allen and Unwin.
Turner, B. S. (1986) *Citizenship and Capitalism*, Allen and Unwin.
Walzer, M. (1983) *Spheres of Justice*, Basic Books.
1834 Report.
Report from His Majesty's Commissioners for Inquiring into the Administration and Practical Operation of the Poor Laws.
Cd. 4625, 1909.
Royal Commission of the Poor Laws and Relief of Distress: Appendix, Vol. 1: Evidence.

(いとう・しゅうへい 社会保障研究所研究員)